

たのであろう。この他、宣徳二年四月丙子の条に入貢の記事のある安丹結制も同一人であらう。

1-16-04

国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、附搭貨の事、暦日の事の咨（一四二五、一二、一七）

琉球国中山王尚巴志、進貢等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行まきに開坐し移咨すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、進貢の事。今、使者浮那姑是等を遣わし、使者阿蒲察度等ともと共に、共に表箋文各一通を齎し、及び仁・盤字号海船二隻に坐駕して、馬四十四・硫黄一万五千斤を装載し、京に赴き進貢せしむ。咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

一件、番貨の事。所有の各船の附搭の蘇木等の物は、煩こいねが為乞わくは免抽まひし価鈔を給与するを賜わんことを。遠人をして利便を得しむるに庶あはからん。咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

一件、暦日の事。礼部の咨を准くるに、欽賜の洪熙元年の大統暦日一百本、内、黄綾面一本は、差來の使者安丹尼結制等に就付し、收領して回国せしむ。移咨して知会す、とあり。此れを准く。

欽遵して領受するを除くの外、合行に回咨して知会すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

洪熙元年（一四二五）十二月十七日

仁字号船は、馬二十四・硫黄一万斤小、今報ず五千斤大正じ、を進貢す。使者は浮那姑是なり。盤字号船は、馬二十四・硫黄一万斤正大じ、原二万斤小、を進む。使者は阿蒲察度なり。

咨

注*本文書を持参しての朝貢は、日付より遅れた可能性が高い。

(1) 浮那姑是 この時の入貢の記事が『明実録』宣徳二年（一四二七）七月戊戌・甲寅の各条にある。その他、洪熙元年八月戊辰・己卯の条にも入貢の記事がある。

(2) 阿蒲察度 浮那姑是に三カ月も遅れて入貢、『明実録』宣徳二年十月乙亥の条は「初、阿蒲察都与浮那姑是同行異舟、遇風相失、至是、始至」と記す。再発行された符文（二三一〇一）、執照（二八〇二）がある。なお（二六〇二）注（4）阿不察度、参照。

(3) 免抽 抽（〇五〇二）注（8）参照）を免じること。

(4) 大正 正（二六〇二）注（15）参照。

(5) 正大 正（二六〇二）注（15）参照。なお、原二万斤小については（二六〇二）注（14）参照。